

## 4 | 会社員は申告しない悪い人？



高校生

会社員になってから今まで税金の申告を一度もしたことがないって両親が知っていたけど、もしかして税金を免れている？



レクチャー

### 1 | 所得税の計算方法

「所得税」は、個人が1年間に獲得した「所得」に対して課される税金です。「所得税法」は、納めるべき所得税の額を、おおよそ次のような計算順序で算出することを求めています。

まず、獲得された各収入を、それがどのような事実や行為から獲得されたかによって、10種類の所得区分（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得）のいずれかに分類します。どの所得に分類されるかによって所得の金額を求める公式が異なるので、その公式に従い、所得区分ごとに所得の金額を計算します。

次に、各所得の金額の合計額から「所得控除」（→コラム3）と呼ばれる一定額の控除（マイナス）を行い、この残額に「超過累進税率」を掛け合わせることで、納めるべき所得税の額が導かれます。

### コラム3 所得控除の種類と内容

所得控除は、税金を負担する能力（これを一般に「担税力」といいます）を低下させる納税者の個人的事情（家族の事情や余儀なくされた出費など）を考慮するためになされます。代表的な所得控除には、以下のようなものがあります。

所得控除の種類	控除が受けられる場合	控除額
基礎控除	全ての者	最高48万円
扶養控除	扶養する16歳以上の親族の合計所得金額が48万円以下の場合	38～63万円
配偶者控除	配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	38～48万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合	最高38万円
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下の学生である場合	27万円
障害者控除	本人・配偶者・扶養親族が障害者である場合	27万円～75万円
医療費控除	特定の医療費を一定額以上負担した場合	10万円を超える部分
社会保険料控除	健康保険料や厚生年金保険料などを支払った場合	支払額の全額
生命保険料控除	生命保険料や介護医療保険料などを支払った場合	最高12万円
寄附金控除	国などに対する寄附やふるさと納税をした場合	寄附額-2千円

※2020年1月1日現在

### 2 | 給与に対する課税

会社員の給与やアルバイト代は、前ページの10種類の所得区分のうち、「給与所得」に分類されます。給与所得の金額は、年間の収入額から法律に定められた一定額（これを「給与所得控除額」といいます）を控除することによって計算します。給与所

## 9 | 死とタックス・プランニング



高校生

昨日、おじいちゃんが税理士さんと相談しているのを聞いたんだー。おじいちゃんたら、結構な額の財産を持ってるみたい！ そんなに財産があるなら、早く孫にくれたら、いいのにねえ。ほら、そしたら、払わないといけない相続税も少なくなって、一石二鳥だし！



レクチャー

### 1 | 生きているうちに財産を贈与すると

祖父の財産を生きているうちに孫に贈与すれば、税金を払う額も少なくなると高校生は皮算用をしているようですが、果たして、そうなるでしょうか。

生きている間に財産を移転する場合、たしかに「相続税」を払わなくてよいかもかもしれませんが、その代わりに「贈与税」が課されます。払う税金が相続税から贈与税に代わるだけなら、それほど大きな違いはないように思えるかもしれませんが。相続税と贈与税とは、個人間において無償で財産が移転された場合に財産に対して課される税だという点では、よく似ています。相続税と贈与税の違いはいろいろありますが、税負担の観点から見た最大の違いは、やはりその税率でしょう。

### こんなに違う！ 相続税と贈与税の税率

相続税		贈与税	
課税価格	税率	課税価格	税率
～1000万円	10%	～200万円	10%
～3000万円	15%	～400万円(300万円)	15%
～5000万円	20%	～600万円(400万円)	20%
～1億円	30%	～1000万円(600万円)	30%
～2億円	40%	～1500万円(1000万円)	40%
～3億円	45%	～3000万円(1500万円)	45%
～6億円	50%	～4500万円(3000万円)	50%
6億円～	55%	4500万円(3000万円)～	55%

※贈与税の課税価格の( )内は、孫のような直系卑属ではない場合の課税価格。

たとえば、1000万円の相続や贈与があったとすると、相続の場合であれば税率は10%ですが、贈与だとすると30%の税率になっています。贈与税は、相続税に比べて圧倒的に低い額の贈与から税率が高くなっていることが分かります。なぜこのような差があるのでしょうか。

人が死亡し、相続が発生する場合に相続税がかかるのであれば、相続が発生する前に相続税の対象となる相続財産を減らしておけば、相続税の税負担は少なくなります。相続が発生する前に財産を減らす方法として手っ取り早いのは、誰かに財産を贈与してしまうことでしょう。生きている間に誰かに相続財産を贈与して相続税の税負担を減らすという方法は、子どもでも思いつく分かりやすい方法ですから、ほかの人も考えないはずがありません。相続税を回避するために、みんながみんな生きているうちに贈与をしてしまえば、相続税を払うのは、生きている間に贈与する暇もなく亡くなってしまったようなごく少数の人だけという事態になりかねません。それでは、相続税という税を設けている意味がなくなってしまいます。そこで、相続

## 12 | 軽減税率の功罪



高校生

私が好きなパン屋さんでは、友達とお店の中で食べる場合と、持ち帰りにして家で家族と食べる場合とで値段が違うのだけど、どうしてだろう？



レクチャー

### 1 | 消費税の税率は二段階ある

第4章11で学んだように、「消費税」は、付加価値を利用して私たちの消費を捕捉し、これに税率を乗じて計算されます。2019年10月1日から、消費税の税率（国税と地方税の合計）は、それまでの8%から10%へと引き上げられました。また、この税率の引上げに合わせて、所得が少ない人への配慮のために、特定の品目には8%の税率が適用されることが定められました。10%の税率は「標準税率」、8%の税率は「軽減税率」と呼ばれます。複数の税率が定められるのは、日本の消費税では初めてのことです。なお、消費の中には、医療費や学校の授業料など、消費税が課税されないことが法律で定められているものもあります。

軽減税率の対象となる品目は、大まかにいうと、飲食物品（酒類や医薬品は除きます）と、週2回以上発行される新聞です。ただし、この品目に該当しても、提供される状況によっては、

軽減税率の対象になりません。たとえば、飲食物品であっても、外食やケータリングで飲食する場合は標準税率で課税されます。新聞についても、定期購読でなくコンビニなどでその都度購入する場合や、紙でなく電子版を購読する場合は、標準税率で課税されます。

飲食物品としても、その他の用途のためにも利用できるものは、販売される時に人の飲食用として提供されるかどうかで、標準税率と軽減税率のどちらが適用されるかが決まります。たとえば、水は、いわゆるミネラルウォーターなど、容器に詰めて飲用として販売されるものには軽減税率が適用されますが、水道水には標準税率が適用されます。買う人がどのように使おうと思っているか、あるいは実際にどのように使ったかによって、適用される税率が変わるわけではありません。

### 2 | イートインか、テイクアウトか

お店でパンを購入する時には、店内のカフェスペースで食べるなどお店の設備を利用する場合は標準税率が、持ち帰りにして学校や自宅で食べる場合は軽減税率が適用されます。つまり、同じ飲食物品を購入する場合でも、どのように提供されるかの選択によって、適用される税率が異なります。使い捨てカップに入ったジュースやコンビニのサンドイッチなど、飲食物品が持ち帰りにできる容器や包装で提供されているとしても、持ち帰りでなく店内で飲食する場合は、標準税率が適用されます。

しかし、軽減税率が適用されるかどうかの区別が難しい場合もありそうです。たとえば、ホテルの宿泊者が料理を注文して客室へ持ってきてもらうルームサービスは標準税率で課税され

## ディベート用課題

論題：政府は一定額以上の相続贈与につき、その税を100%にすべきである。

### 賛成側

#### ポイント

1. 機会の平等
2. 潜在能力の発揮
3. 消費拡大による経済への好影響

### 反対側

#### ポイント

1. 財産権の保護
2. 中間層の没落
3. 家族経営事業の危機

### 【解説】

まず、相続贈与税がなんのために課されるかをもう一度確認してみましょう。この本では、相続税を課税する根拠として、①財産を得て担税力（租税を担う力）がある、富の再分配が必要である、といったものが挙げられています（第3章8「死と相続」58～59ページ）。一方で、家族の協力の下で築かれた財産であること、遺族の生活資金であることから、あまり重く課税すると遺族が大変な場合があることが説明されていました。

相続贈与税を100%にするということは、個人が相続贈与をしようとしても、一定額以上ならその財産は全て国庫に入ることになる、ということです。生きている間にたくさんお金を稼いだ人は、自分の家族のためにそれを遺したいと考えることが多いでしょう。そのため、この論題の肯定側は、故人の意思を尊重せず、個人の財産の処分権を制限することになってもなお、相続税を100%にする正当な理由があることを説明する必要があります。

一方で否定側は、現行の相続税法においても、一部のお金持ちについては相続税がとられており、結果として自分で使い道が選べない部分がわずかながらあることを前提にする必要があります（本文58ページで触れられていたように、現在相続税が支払われているのは発生した相続の8%です）。その上で、そういった税として取られる部分を増やすべきではない、大部分については自分で使い道を決められるようにするべきだ、という議論をすることになるでしょう。

現在の日本では、貧富の差が拡大しているといわれます。それに伴って、どういった家庭に生まれるかで、教育をはじめとしたさまざまな機会に大きな差が生まれる可能性があります。相続贈与税を100%にして得られた財源で、貧困層に対する手当てを行い、社会の中での機会の平等を少しでも確保する、という議論